

答 申 第 80 号

平成 22 年 9 月 30 日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会

会長 錦織 成史

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

平成22年7月1日付け諮問第393号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

葺合警察署より特定個人に対する注意警告等の対応を行った原因となった状況
等

答 申

第1 審査会の結論

本件事案について、兵庫県警察本部長が非公開とした判断は妥当である。

第2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成22年1月27日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 実施機関の決定

平成22年2月9日、実施機関は、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書非公開決定通知書を送付した。

3 審査請求

平成22年3月18日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、本件処分を不服として兵庫県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、葺合警察署が審査請求人に対して注意警告等の対応を行う原因となった状況及び事情に関する次の文書である。

- (1) 審査請求人が女性に対して行ったとされる言動行為に関して、警察が知り得たすべての情報
- (2) 審査請求人が女性に対して行ったとされる言動行為に関して、当該女性が関与した警察への情報提供、相談及び届出等の内容のすべての情報
- (3) 審査請求人が女性に対して行ったとされる言動行為に関して、特定個人が

関与した警察への情報提供、相談及び届出等の内容のすべての情報

5 諮問

平成 22 年 7 月 1 日、諮問庁は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件審査請求に対する決定について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、部分公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 当該公文書は、条例の非公開事由に該当しない。部分公開は可能である。

(2) 実施機関が条例第 6 条第 1 号の「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するとしている内容は、次のとおりである。

ア 審査請求人と調剤薬局に勤務する女性及び特定個人の間トラブルに関して、葺合警察署が、女性と特定個人の男女関係等、上記トラブル以外の事情を把握していたにもかかわらず、審査請求人に対して過剰な制圧を加えることにより、特定個人と当該薬局の利益を優先しようとしたこと

イ 葺合警察署が、審査請求人の正当な権利を過剰に制限するような対応を行うことにより、トラブルの解決を図ることが安易であると判断して実行したこと

(3) 警察と医療産業との間には、事件や事故の処理に医師の鑑定等が必要不可欠であるなど、両者の利害が一致することが多いため、葺合警察署がその利害関係を優先し、安易な解決を図ろうとしたものである。

(4) 審査請求人と女性及び特定個人とのトラブルに関して、葦合警察署警察官が審査請求人に対して行った行為等により、審査請求人は、法律で保証されるべき権利等の制限を受けた状況にある。葦合警察署警察官による暴力を伴う行為等の不当な対応により、審査請求人が被害を受けた状況が存在すること等に関する適切かつ十分な事実確認及び文書による回答・謝罪・補償等を要求する。

第4 諮問庁の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 条例第6条第1号の該当性

本件公開請求は、いずれも審査請求人を含む特定個人の氏名を名指しした上での請求であり、同人らの氏名は、それ自体が非公開情報に当たるほか、仮に、同人らは何らかの事情で警察と関連しているならば、その事実は、通常、他人に知られたくない情報に該当する。

また、情報公開制度は、何人に対しても公開請求を認める制度であることから、公開請求者が公文書に記録されている個人情報の本人であるかどうかによって、公開決定等に影響を及ぼすものではない。

2 条例第9条の該当性

本件公開請求にかかる文書の存否を回答すれば、審査請求人、女性及び特定個人の氏名及び同人らの通常知られたくない事実が明らかになり、条例第6条第1号の非公開情報を公開することになる。

3 部分公開について

条例第9条の規定により、対象公文書の存否を明らかにしないで回答を拒否したものであり、部分公開にはなじまない。

4 以上より、本件公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで非公開とし

た処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書の存否応答拒否について

(1) 条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。同条は、対象文書の存否を答えることで、条例第6条各号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれることを防止する趣旨と解される。

(2) 諮問庁は、本件対象公文書の存否を答えることにより、条例第6条第1号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれるとして、条例第9条を適用したと説明するので、その適否について以下検討する。

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。

これは、情報公開制度において、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的とした趣旨と解される。

イ 本件請求については、審査請求人その他の特定個人の氏名を掲げた上で、葺合警察署が具体的な事件に対応を行ったかがわかる情報を請求したものであり、その存否を明らかにするだけで特定個人が何らかの事情で警察署と関係しているか否かということが明らかとなり、その情報は個人に関する情報で、特定個人が識別することができるものであると同時に、一般人の判断を基準にすれば、通常他人に知られたくないものと認められ

る。

ウ したがって、本件対象公文書の存否を明らかにすれば、条例第6条第1号が情報を非公開とすることにより保護しようとしている利益を損なうことになると考えられる。

エ なお、アで述べたとおり、情報公開制度において、個人のプライバシーは最大限に保護されなければならないところであり、請求者自身の情報であったとしても、条例第6条第1号にいう「個人に関する情報」に該当することになる。情報公開制度においては、請求者のいかににかかわらず一律に適用されるものであることを前提としているため、審査請求人本人の情報であっても公開できるものではない。

(3) 以上のことから、実施機関が条例第9条を適用し、本件対象公文書の存否を明らかにしないで非公開決定を行ったことは妥当であると考えられる。

2 その余の審査請求人の主張について

その他、審査請求人は、女性及び特定個人との間のトラブルに関して、警察官が行った行為等により法律で保障されるべき権利等の制限を受けた等のことを主張するが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

審 査 の 経 過

(参考)

年 月 日	経 過
22. 7. 1	・ 諮問書の受領
22. 7. 2	・ 諮問庁の意見書の受領
22. 7. 29	・ 審査請求人の意見書の受領
22. 8. 2 (第215回審査会)	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
22. 9. 10 (第216回審査会)	・ 審議
22. 9. 30	・ 答申